

# 高濃度PCB廃棄物を お持ちの皆様へ

群馬県環境森林部中部環境事務所

 **健康被害のおそれあり！**

 **処分期間終了間近！**

 **処分しないと罰則**

**令和4年3月31日(変圧器・コンデンサ)**

**令和5年3月31日(安定器及び汚染物等)**

までに処分しないと・・・

(法第10条第1項違反)

知事の**改善命令**(法第12条第1項)

改善命令に違反した場合**罰則対象**(法第33条第1号)  
(3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科)

行政による**代執行と費用徴収**(法第13条)

※ 法：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法